

第6期 南木曽町障害福祉計画
第2期 南木曽町障害児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

南 木 曽 町

・・・・・ 目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の基本理念	4～6

第2章 障害福祉計画の成果目標

1 地域生活への移行者数	7
2 各年度末の施設入所者数	7
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	8
4 福祉施設から一般就労への移行者数	8
5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
6 障がい児支援の提供体制の整備等	9
7 相談支援体制の充実・強化等	10
8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	10～11

第3章 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み

1 訪問系サービス	12～13
2 日中活動系サービス	13～15
3 施設系サービス	16
4 相談支援	17
5 障がい児のサービス	18～19
6 発達障がい者に対する支援	20
7 地域生活支援事業	20～24

第4章 障害福祉サービス等の円滑な実施の確保のために

1 障がい者に対する虐待の防止	25
2 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護	25
3 感染症への対応	25

第5章 計画の達成状況の点検・評価 26

資料編

南木曽町地域福祉計画策定推進懇話会設置要綱	27～28
地域福祉計画策定推進懇話会名簿（障害者福祉部会）	29

～本計画の表記について～

○「障害」及び「障がい」の表記

法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称や組織名、事業等の固有名称については「障害」と表記します。

上記の事項以外、一般的な言い回し等は「障がい」と表記します。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

平成18年に障害者自立支援法が施行され、市町村は「障害福祉計画」を策定することが義務付けられました。南木曽町では平成19年3月に「南木曽町障害者福祉計画」と「南木曽町障害福祉計画」を一体的に策定して以降、計画の見直しを行いつつ、障がい者施策の推進や障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に努めてきました。

平成30年には改正児童福祉法の施行により、「障害児福祉計画」の策定が新たに義務付けられ、町では、平成30年3月に「南木曽町障害者福祉計画」（平成30年度～令和5年度）と「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を一体的に策定しました。

今般、障害福祉計画・障害児福祉計画が令和2年度末をもって計画期間終了となることから、新たに「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

本計画は、国の基本指針の見直しや県の策定する計画の内容をふまえ、今後の障がい福祉サービスの必要量や相談支援体制等の確保のため、必要な方策について定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、以下の法に基づき作成するものです。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

　　第88条第1項に定める障害福祉計画

○児童福祉法第33条の20に定める障害児福祉計画

3 計画の期間

第6期南木曽町障害福祉計画及び第2期南木曽町障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年計画です。



4 計画の基本理念

第10次南木曽町総合計画（平成29年度策定）に掲げる「誰にでも、優しく、身近で、頼りがいのある」福祉の推進のため、ノーマライゼーション（※）の理念のもと、障がい者等の自立と社会参加を支援し、住み慣れた地域で個性を活かしつつ社会の一員として自立した生活と活動ができる地域社会を目指します。その実現のために、国の基本指針に沿って、以下のとおり基本理念を定めます。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（2）障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者、障がい児が、障がい種別によらず一元的な障がい福祉サービスが受けられるよう、木曽圏域内の相互協力や共生型サービス（※）の活用により、身近な地域でのサービスの充実に努めます。

（3）地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の地域生活への移行・継続の支援、就労支援といった課題に対し、障

がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等（※）の整備を進めるとともに、木曽圏域の社会資源を活用し、インフォーマルサービス（※）を含めた提供体制の整備を進めます。また、精神病床における長期入院患者の地域移行にあたり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい生活をすることができるよう、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

（4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域の誰もが、「支え手」「受け手」に分かれるのではなく、地域での生活を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じ、様々なサービスを相互または一体的に利用できる仕組みづくりを進めます。

（5）障がい児の健やかな育成のための発達支援

健やかな育成の支援のために、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携を図り、切れ目ない一貫した支援を行う体制の構築を図ります。また、障がい児が地域において保育、教育等の支援を受けることで障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できる地域社会を目指します。

（6）障害福祉人材の確保

障がい者等が住み慣れた地域で暮らしていくためには、その意思を尊重し、日常生活を支える障がい福祉に携わる人々の存在が欠かせません。社会福祉協議会や木曽圏域内の町村と連携し、必要な障がい福祉サービスを継続していくための人材確保に努めます。

（7）障がい者の社会参加を支える取組

誰もがいきいきとやりがいをもって暮らせる地域社会づくりを目指し、居場所づくりとしての地域活動支援センターの利用推進、障害者就業・生活支援センター（※）と連携した就労支援などに取り組みます。また、スポーツや文化活動などを通じた社会参加を働きかけます。

（※）ノーマライゼーション

どのような障がいを持つ人であっても特別視されることなく、社会に生活する個人として一般の社会に参加し行動できるようにすべきであるという考え方。

（※）共生型サービス

高齢者、障がい者、障がい児など対象者ごとに行っている福祉サービスについて、相互または一体的に提供が可能とされるサービス。

（※）地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度、高齢化や「親なき後」に備え、障がい者（児）が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み。木曽圏域では、必要な5つの機能（①相談②緊急時の対応・受入れ③体験の機会・場の提供④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり）を事業者が分担して担う面的整備型で実施

している。

(※) インフォーマルサービス

法律や制度に基づかない形で提供されるサービス。

(※) 障害者就業・生活支援センター

就業支援ワーカー、生活支援ワーカーを配置し、障がいのある人の就職や職場定着支援及び就労・地域生活に関する相談支援を行う機関。県内では圏域ごとに設置され、木曽では障がい者総合支援センター「ともに」が担っている。

第2章 障害福祉計画の成果目標

【成果目標】

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画と障害児福祉計画において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る目標（以下「成果目標」）を設定します。本計画では、国が定める基本指針や町の現状等を踏まえて令和5年度を目標年度とした成果目標を定めます。

1 地域生活への移行者数（施設入所から地域生活への移行）

年度	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)	R 2年度 (目標値)	R 3年度 (目標値)	R 4年度 (目標値)	R 5年度 (目標値)
移行者数	0人	1人	0人	0人	0人	0人

地域生活への移行者数は、第5期計画中に1名の実績がありました。第6期では現状から確実な移行を目指せる人がいないため、令和5年度の目標値は0としています。

2 各年度末の施設入所者数（施設入所者の削減数）

年度	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)	R 2年度 (目標値)	R 3年度 (目標値)	R 4年度 (目標値)	R 5年度 (目標値)
支給決定者数	13人	12人	12人	12人	12人	12人
削減数	—	1人	0人	0人	0人	0人

施設入所者の削減数については、上記（1）の移行者に伴い、1名の実績となりましたが、第6期では現状から削減数を掲げることは困難であり、令和5年度まで削減数は0、現状維持を目標としました。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

木曽圏域	年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度
	地域生活支援 拠点等の数	1か所	1か所	1か所
	運用状況の検証 及び検討の回数	6回	6回	6回

木曽圏域自立支援協議会（※）（以下自立支援協という）では、平成30年度に地域生活支援拠点の面的整備体制を整え、運用状況の検証、検討の機会を定期的に設けています。今後も同様の形態での実施を見込んでいます。

4 福祉施設から一般就労への移行者数

年度	H30年度 (実績)	R元年度 (実績)	R 2年度 (目標値)	R 3年度 (目標値)	R 4年度 (目標値)	R 5年度 (目標値)
①就労移行支援から	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②就労継続支援A型から	0人	1人	0人	0人	0人	0人
③就労継続支援B型から	0人	0人	0人	0人	0人	0人
④生活介護・自立訓練から	0人	0人	0人	0人	0人	0人
移行者のうち就労定着支援事業の利用者	—	—	—	0人	0人	0人
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数	—	—	—	0か所	0か所	0か所

一般就労への移行者は、令和元年度に1名の実績がありました。現状から今後移行が見込まれる人はいないため、R 5年度までの目標は0としています。

町内をはじめ木曽圏域内に就労定着支援事業所はありません。

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

木曽圏域	年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
	保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回
	関係者の参加人数	16 人	16 人	16 人

精神障がい者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉、介護、就労などが包括的に確保された地域包括ケアシステムを構築するため、関係機関が連携を図る協議の場を設置しました。令和 3 年度から本格的に開催していきます。

6 障がい児支援の提供体制の整備等

木曽圏域	児童発達支援センターの設置	R 5 年度までに設置に向けて検討
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	R 5 年度までに構築に向けて検討
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	R 5 年度までに確保に向けて検討
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	R 元年度までに設置済
	医療的ケア児コーディネーターの配置人数	R 5 年度までに 1 人配置

人口規模の小さい木曽圏域では、単独設置は困難なため、圏域内で全町村をカバーできる体制を検討していきます。医療的ケア児支援の協議の場については、自立支援協内に設置されている重症心身障がい児・者在宅支援コンダクターチームが担います。

7 相談支援体制の充実・強化等

木曽圏域	年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
	総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数	1回	2回	3回
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	4件	6件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2件	4件	6件

木曽障がい者総合支援センター「ともに」(※)（以下「ともに」という）を中心として開催する相談支援専門員等連絡会を活用し、相談支援事業者間の情報交換や困難事例の検討等を通じ、圏域全体の相談支援の質の向上を目指します。

8 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払システム等での審査結果分析を用いた、事業所や関連自治体等との共有	当面の共有体制は無し。 事業所が少ないため、県指導監査結果及び個別審査事務等をふまえ町単独で隨時対応する。		

障がい福祉事務に携わる職員は、障害者総合支援法の具体的な内容の理解や受給者の障がい福祉サービス等の利用状況を把握した上で、事業所からの請求の過誤をなくすための取組や、必要なサービスの提供が適切に行われているのかを検証していかなければなりません。

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に職員が参加し、専門的な知識を正しく得ることや、県や事業所との情報共有に努めます。

(※) 木曽圏域自立支援協議会

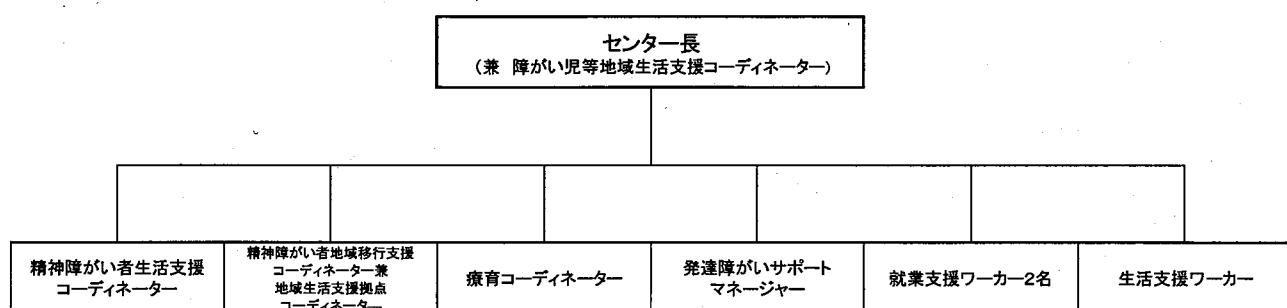
障害者総合支援法に基づき、木曽における地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、適正かつ円滑な推進を図ることを目的に、平成 19 年 3 月に設置された。

(※) 木曽障がい者総合支援センター「ともに」

障がいのある人の地域生活を総合的に支援することを目的に平成 16 年 10 月に設置され、平成 19 年 4 月から「ひのきの里総合福祉センター」（上松町）内で事業を実施。

自立支援協の事務局機能、木曽圏域町村の相談支援事業の委託を受けており、令和 2 年度現在以下の体制で運営されている。

木曽障がい者総合支援センター「ともに」組織図



第3章 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み

【活動指標】

活動指標とは、都道府県・市町村において、国の定める基本理念や提供体制確保の基本的な考え方、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量の見込として設定するものです。

1 訪問系サービス

居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がいにより常に介護を必要とする人に、自宅を訪問し入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います（本町にはこのサービス事業所はありません）。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や、移動の援護などの外出支援を行います（本町にはこのサービス事業所はありません）。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的に行います（本町にはこのサービス事業所はありません）。

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	R元年度 (実績)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
居宅介護	時間	20時間	20時間	32時間	40時間
重度訪問介護	利用者数	4人	3人	4人	5人
同行援護					
行動援護					
重度包括支援					

●サービスの見込量と確保の方策

訪問系サービスの見込量の設定にあたっては、現在居宅介護以外のサービスは利用対象者がなく、利用者の要件や形態に制限があるため、主に居宅介護の必要量で見込んでいます。令和3年度は現状のサービス利用者数と時間数を基本とし、令和4年度以降は新規利用となる人数を見込んで算出しました。

必要な人にサービスが提供できるよう、地域ケア会議等を通じて相談支援事業者、居宅介護事業者との情報共有を密にし、適切なサービス量の確保に努めます。

また、障害特性に応じた対応力の向上や、人材のスキルアップを目指すため、県や自立支援協議会が実施する研修等の情報提供を行い、積極的な参加を促します。

2 日中活動系サービス

区分	事業内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練を行います。機能訓練では身体機能、生活訓練では生活能力の向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型があります。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労した人の就労継続を図るため、一定期間、企業や家族などとの連絡調整などの支援を行います。

区分	事業内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者が病気の場合などに、短期間(夜間も含む)、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 医療型は病院などで実施されるもので、遷延性意識障害、難病の人などが対象となります。

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	R元年度 (実績)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
生活介護	人日分	311	300	330	352
	利用者数	16	14	15	16
自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分	0	0	22	22
	利用者数	0	0	1	1
就労移行支援	人日分	0	0	0	22
	利用者数	0	0	0	1
就労継続支援(A型)	人日分	140	132	154	154
	利用者数	7	6	7	7
就労継続支援(B型)	人日分	262	286	400	400
	利用者数	17	18	19	19
就労定着支援	利用者数	0	0	0	0
療養介護	利用者数	0	0	1	1
短期入所 (福祉型・医療型)	人日分	16	21	28	28
	利用者数	3	3	4	4

●サービスの見込量と確保の方策

生活介護 :

令和3年度は現状のサービス利用者数と時間数を基本とし、令和4年度以降は新規利用の見込人数×22日(月)で算出しています。利用者は主に施設入所者ですが、在宅の障がい者が身近な場所で利用できる共生型サービスの活用を図ります。

自立訓練(機能訓練・生活訓練) :

機能訓練は現行利用者がなく、利用者見込もないため0としました。

生活訓練は現状利用者はありませんが、精神障がい者の地域移行の観点から、1名分(2年間)の利用を見込んでいます。

就労系サービス（就労移行支援・就労継続支援A型・B型・就労定着支援（新））：

就労移行支援は、現行利用者がなく、令和3年度以降圏域内にサービス事業所がない状況ですが、圏域外での木曽養護学校卒業生の利用を想定して見込んでいます。

就労継続支援A型・B型については、現行の利用量及び新規利用の人数を勘案し、見込を算出しました。

就労定着支援は圏域内にサービス事業者がなく、利用対象者も限定されるため、現状利用者の見込みはありません。

就労系サービス全般において、誰もがあたりまえに地域社会で活躍できる場として、継続的なサービス利用を支援します。また、就労に必要な知識や能力を身に着け、意欲の高い人は、A型事業所や一般就労などへ移行できるよう支援するとともに、就労移行支援事業所の圏域内での確保に努めます。

療養介護：

医療を必要とする障がい者には必要不可欠なサービスであり、1名の利用を見込んでいます。

短期入所（福祉型・医療型）：

現状、医療型は利用対象者がないため、主に福祉型の必要量を見込みました。介護者の高齢化や緊急時の対応などを想定し、利用者の増加を見込んでいます。短期入所は、グループホーム等身近な場所で提供されるサービスのため、圏域内の情報連携により必要量の確保に努めます。

3 施設系サービス

区分	事業内容
自立生活援助	施設や病院などからひとり暮らしへ移行した人が、自立した生活が営めるよう、一定期間、定期的な自宅訪問や随時の対応により必要な情報提供や助言等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	R元年度 (実績)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
自立生活援助	利用者数	0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		0	0	0	0
共同生活援助		14	14	14	13
うち日中サービス支援型		0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		4	3	3	2
施設入所支援		14	12	12	12

●サービスの見込量と確保の方策

自立生活援助：

圏域内にサービス事業者がなく、利用対象者も限定されるため、現状利用者の見込はありません。

共同生活援助：

地域で暮らすための基盤となるサービスであることから、常に一定のニーズが見込まれますが、高齢化や一般住宅への移行などにより、現状では令和5年度に1名の減を見込んでいます。日中サービス支援型は、昼夜を通じて職員が配置され、日中も支援を実施するグループホームのことをいいますが、圏域内にはこのサービス事業所はありません。

今後も、相談支援等を通じて利用希望者の的確なニーズを把握し、県内外を問わずグループホーム事業所の情報収集や体験利用の活用促進に努めます。

施設入所支援：

成果目標との整合性を取るため、現状維持で見込んでいます。入所希望者、見込者の把握に努め、入所連絡調整会議の活用を図ります。

4 相談支援

区分	事業内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの支給決定前の「サービス等利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者などとの連絡調整を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設、病院などを退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者などを対象として、地域移行支援計画の作成、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。 (圏域内にはこのサービス事業所はありません。)
地域定着支援	ひとり暮らしで生活している障がい者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 (圏域内にはこのサービス事業所はありません。)

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	R元年度 (実績)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
計画相談支援	利用者数	9	9	10	10
地域移行支援		0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		0	0	0	0
地域定着支援		0	0	0	0
うち精神障がい者の利用		0	0	0	0

●サービスの見込量と確保の方策

計画相談支援 :

令和元年度実績を基に、その後のサービス利用者の伸びを勘案して必要量を見込んでいます。現在、町内に2カ所の指定特定相談支援事業所（あしすと、ひだまり）があり、相談支援事業の提供を担っています。計画を作成する相談支援専門員は、サービス利用のために必要不可欠な職種ですが、今後サービス利用者に対する人材の不足が考えられます。福祉事業者へ相談支援従事者研修の受講を促すとともに、圏域全体の問題として、持続可能な相談支援事業所のあり方を検討していきます。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）：

圏域内にサービス事業所がなく、また入所施設などから地域生活に移行してサービスを利用すると見込まれる者もないため、現状利用者の見込はありません。

5 障がい児のサービス

区分	事業内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	未就学の障がい児に対して、通所により日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知能技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 医療も行うものを「医療型」といいます。
放課後等デイサービス	就学する障がい児に対して、放課後や休校日に、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所などを利用している障がい児に対して、保育所などを訪問し、ほかの児童との集団生活への適応のための専門的支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援などを行います。
障害児相談支援	障がい者の計画相談支援と同様です。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児が必要とする多分野の支援を調整し、総合的な支援の提供につなげるとともに、協議の場で中心的役割を果たす医療的ケア児コーディネーターを圏域単位で配置します。

●サービスの見込量（年間合計を12で除した1か月当たりの見込量）

サービス名	単位	R元年度 (実績)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
児童発達支援	人日分	3	0	0	8
	利用児数	1	0	0	1
放課後等デイサービス	人日分	0	4	8	8
	利用児数	0	1	2	2
保育所等訪問支援	人日分	0	0	0	0
	利用児数	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0
	利用児数	0	0	0	0
障害児相談支援	人	1	1	2	3
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置人数	0	0	0	1

●サービスの見込量と確保の方策

児童発達支援：

児童発達支援は、木曽町にある木曽こどもセンターで実施しています。令和元年度まで実績がありましたが、それ以降は明確な利用見込はありません。しかし、令和5年度までに児童発達支援センターの設置を圏域全体での目標としており、サービスの提供体制が充実すれば利用も見込まれることから、1名分を見込んでいます。（現在、児童発達支援（医療型）の対象者はなく、利用見込はありません。）

また、町の発達支援対策は、幼児健診後のフォローとして「あそびの教室」を月に数回開催し、町独自の療育支援を行っているほか、「ともに」が郡内で実施する療育事業への参加呼びかけなどを行っています。児童発達支援に限らず、支援が必要な子どもが療育を受けられる体制の確保に引き続き努めていきます。

放課後等デイサービス：

児童発達支援と同じく、木曽こどもセンターで実施されています。基本的に放課後の利用となるため、木曽養護学校に通う児童・生徒の利用を見込んでいます。町内では、次頁で述べる地域生活支援事業の中の日中一時支援事業で、放課後の居場所が必要な子どもの受入を行っています。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援：

「ともに」の療育事業による保育所などの巡回相談が実施されていることや、居宅訪問型の対象となる児童が現在いないため、現状の見込みは0としています。

障害児相談支援：

現状利用者はいませんが、令和3年度以降のサービス利用を見込む中で新規の利用者を見込んでいます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置：

人口規模の小さい木曽圏域では、町村単独でコーディネーターを配置することは現実的でないため、令和5年度までに圏域内で1名の設置を目指します。

いずれのサービスにおいても、障がいの早期発見や、ニーズの掘り起こしには出生時から関わる保健師の役割が重要であり、また就園以降は保育園や学校とのつなぎ役である子育て世代包括支援センター（※）との連携も必要になるため、個別支援会議や情報の共有でニーズを把握しつつ、必要なサービスが提供できる体制づくりに努めています。

（※）子育て世代包括支援センター

妊娠・出産から概ね18歳までの子どもを対象として、子育てや子どもの成長・発達などを総合的に支援するため、令和2年4月に教育委員会内（子どもすくすく係）に設置。妊娠・出産から乳児期は住民課健康しあわせ係の保健師が健診などで相談に応じるほか、保育園、小中学校、高校などとも連携を図りながら、子どもの健やかな成長を支援する。

6 発達障がい者に対する支援

発達障がい者等の支援には、本人はもちろんその家族への支援が重要です。

県の設置する発達障がいサポートマネージャーやペアレントメンター事業（※）の活用、保健師や子育て世代包括支援センターとの連携、圏域内に設置予定の児童発達支援センターの動向もふまえ、総合的かつ広域的に当事者の視点に立った事業推進を検討していきます。

(※) ペアレントメンター事業

発達障がいのある子を育てた経験のある先輩保護者で、所定の研修を修了した人（ペアレントメンター）が現在子育てをしている保護者の話の傾聴や、自分の育児体験の紹介をする事業。

7 地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を送ることができるよう、これまでに述べた指定障害福祉サービス等とは別に、町が地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。必須事業（法律上実施しなければならない事業）と任意事業（市町村の判断で実施できる事業）があります。

●必須事業

事業名	事業内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対し、障がい者等の理解を深めるための研修や、普及・啓発のため広報活動を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、障がい者等やその家族、地域住民などによる自発的な活動を支援します。
相談支援事業	障がい者やその家族からの相談に応じ、情報の提供や助言等のほか、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と思われる知的・精神障がい者に対し、必要に応じ利用に要する費用の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

事業名	事業内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業	自立支援や介護負担軽減等のための用具を給付又は貸与し、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	障がいにより屋外での移動が困難な人の、外出時の移動を支援することにより、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支援します。
地域活動支援センター	障がい者の日中活動の場として、創作活動・生産活動の機会の提供や地域との交流を通して社会参加の促進を図ります。

●年間の見込量又は年間における実施の有無

事業名	見込むもの	R元年度 (実績)	R 3年度 (見込)	R 4年度 (見込)	R 5年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無 (有:1 無:0)	0	1	1	1
自発的活動支援事業	実施の有無 (有:1 無:0)	0	0	0	0
相談支援事業					
障害者相談支援事業	実施見込み 箇所数	1	1	1	1
	実施の有無 (有:1 無:0)	1	1	1	1
	実施の有無 (有:1 無:0)	0	0	0	0
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無 (有:1 無:0)	0	0	0	0

事業名	見込むもの	R元年度 (実績)	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用見込み件数	0	0	0	0
	実設置見込み者数	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み件数	0	1	0	1
	給付等見込み件数	2	0	1	1
	給付等見込み件数	0	1	0	0
	給付等見込み件数	0	0	1	0
	給付等見込み件数	43	48	54	60
	給付等見込み件数	0	1	0	0
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見 込み者数	0	0	0	0
移動支援事業	実利用見込み者数	3	3	4	4
	延べ利用見込み 時間数	354	380	430	430
地域活動支援センター	実施見込み 箇所数	1	1	1	1
	実利用見込み者数	11	11	11	11

●見込量の考え方と確保の方策

理解促進研修・啓発事業：

障がい者に対する理解を促進するため、各種行事や障がい者週間等、広報誌やインターネット等を通じた広報啓発活動を行います。また、社会福祉法人等が実施する障がいに関する講演・研修などに対する支援を行います。

自発的活動支援事業：

地域生活支援事業国庫補助金を利用しての事業予定はないため、見込量を0としていますが、町内の障がい福祉団体が行う活動への参加や助言の後方支援を行います。

相談支援事業：

「ともに」に委託して実施しています。役場を会場として行うサテライト相談も定期的に実施します。また、「ともに」では精神保健福祉士を町村負担で配置しているため、その分を相談支援機能強化事業として計上しています。住宅入居等支援事業は、保証人がいないなどの理由で入居が困難な人を対象としていますが、現在ニーズが見込まれないため0としています。

成年後見制度利用支援事業：

親なき後や、障がい者自身の高齢化などにより、成年後見制度が必要となる人が年々増加すると思われることから、各年度1名を見込んでいます。

成年後見制度法人後見支援事業：

地域生活支援事業国庫補助金を利用しての事業予定はないため、見込量を0としています。木曽圏域では成年後見制度の受託先が限られているため、法人後見の受託を見据えた成年後見センターの設置について検討が必要です。状況を見ながら実施の有無を研究します。

意思疎通支援事業：

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については現在ニーズが見込まれないため0としています。手話通訳者設置事業についても、常時設置の必要がないため0としています。いずれも必要に応じ、県の登録手話通訳者・要約筆記者による派遣を依頼します。

日常生活用具給付等事業：

過去の実績及び現在の状況から必要量を見込んでいます。排泄管理支援用具は消耗品であるため、恒常的な給付が見込まれます。いずれも障がい児者の日常生活の質の向上に必要なものとして、対象となる用具の把握や福祉用具事業者との連携に努めます。

手話奉仕員養成研修事業：

現在手話通訳等のニーズが見込まれず、町単独での実施は難しいため0としています。手話学習の機会として、県が実施する手話講座等の情報提供に努めます。

移動支援事業：

過去の実績及び現在の状況から必要量を見込んでいます。現在町内にこの事業を行う事業所はなく、ここでは他圏域での利用者を主に見込んでいます。移動支援は、多くの人にとってなくてはならないサービスです。公共交通システムのあり方のほか、圏域内の状況を見つつ、障がい者のニーズと法の趣旨に添った実施方法を研究していきます。

地域活動支援センター：

平成30年に場所を田立地区の地域コミュニティ施設「のどか」に移しました。実利用者数は現状の人数の維持を見込んでいます。事業の委託先であるNPO法人なぎぞ福祉会と連携を密に図り、生産活動の機会や、利用者個々に応じた創作的活動の場の提供を行います。

●その他任意事業

市町村の裁量で実施できることから、現在利用がない事業についても圏域内での調整を行いつつ、より対象者のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。

- ・訪問入浴サービス事業

自宅の浴室では入浴が困難な重度の身体障がい児者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

- ・日中一時支援事業

日中、介護者の不在等により一時的に見守りが必要な障がい者等に活動の場を提供し、介護や日常的な訓練を行います。町内ではNPO法人なぎそ福祉会で事業を実施しているほか、木曽圏域内にも事業所があります。

- ・レクリエーション活動等支援事業

障がい者の交流、余暇活動、健康づくり等を支援するため軽スポーツ、レクリエーションを中心とした交流会を開催します。

- ・自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車の利用によって自立や社会参加の促進が見込まれる障がい者に、運転免許取得や自動車改造に係る費用を助成します。

- ・障害者タクシー・リフトバス乗車券交付事業

タクシー利用助成券を交付することで、障がい者等の社会参加・外出を支援します。

第4章 障害福祉サービス等の円滑な実施の確保のために

1 障がい者に対する虐待の防止

町には、障害者虐待防止法に基づく「障がい者虐待防止センター」が設置されており、障がい者虐待に関する通報、相談の窓口となっています。

広報誌などを通じ、障がい者虐待防止の啓発や、センターについての周知を図ります。また、県の実施する障がい者虐待防止研修に参加するとともに、虐待案件の未然防止や早期発見のため、障がい者福祉施設従事者にも受講を促し、障がい者に携わる人たちの意識の向上や、理解促進に努めます。

2 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護

障害者差別解消法により、障がいを理由とする不当な差別の禁止、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が定められています。

住民に対し、差別解消に関する周知を図るとともに、役場窓口で住民と接する全ての職員が差別解消の視点に基づいた対応を行うよう努めます。また、広域的な対応が必要な問題が発生した場合には、木曽圏域障害者差別解消支援地域協議会で協議を行い、差別の解消を図ります。

障がい者本人の意思決定を尊重し、住む場所、福祉サービス利用の決定場面などでは、福祉サービス事業者などは本人の意向を十分に確認した上で、支援を行います。

知的障がいや精神障がいで判断能力が不十分な人の財産や権利を守るため、成年後見制度の周知や相談を行います。また、これらの事業を担う中核機関を令和4年度までに設置します。

3 感染症への対応

令和2年に世界に広がった新型コロナウイルス感染症により、社会的な状況は一変しました。この影響をふまえ、国、県からの情報や事業所との連携のもと、利用者の安全を第一に「新しい生活様式」に基づいた各種サービスの提供や事業を実施しています。

第5章 計画の達成状況の点検・評価

本計画が着実に推進されるよう、毎年度、成果目標等について進捗状況を点検し、評価を行います。その結果に基づき、計画内容を継続的に実施し、場合によっては計画内容の一部見直しを行いながら、施策の推進を図ります。

基本指針

- 障害福祉計画策定にあたっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



計画 (Plan)

- 基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定し、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める

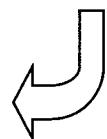


改善 (Act)

- 中間評価等の結果をふまえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施
見直しの際には、障害者福祉部会で審議を行う

実行 (Do)

- 計画の内容をふまえ、事業を実施する



評価 (Check)

- 成果目標及び活動指標については少なくとも年に1回その実績を把握し、計画の中間評価として分析・評価を行う

南木曽町地域福祉計画策定推進懇話会設置要綱

平成14年6月28日
告示第26号

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定推進するにあたり、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者等の意見を広く求めるため、南木曽町地域福祉計画策定推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(計画の趣旨)

第2 地域福祉計画は、地域福祉の推進に関する事項として、次に掲げる事項を一体的に定め、福祉サービスの総合的・計画的な推進と地域福祉活動への住民参加の促進を図る地域福祉の総合計画とする。

- (1) 福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉活動への住民の参加の促進に関する事項

(審議)

第3 懇話会は、地域福祉計画の策定推進に関し必要な事項を審議するとともに、次に掲げる地域福祉計画を構成する個別計画について審議する。

- (1) 老人保健福祉計画に関する事項
- (2) 障害者福祉計画に関する事項
- (3) 健康づくり計画に関する事項
- (4) 次世代育成支援行動計画に関する事項
- (5) その他、地域福祉計画に属するその他の計画に関する事項

(総務会及び部会)

第4 懇話会に総務会と次に掲げる部会を置く。

- (1) 第3第1号関係部会（高齢者保健福祉部会）
- (2) 第3第2号関係部会（障害者福祉部会）
- (3) 第3第3号関係部会（健康づくり部会）
- (4) 第3第4号関係部会（子育て支援部会）

2 総務会は、部会で審議された個別計画及び個別計画の推進について、審議承認する。

3 部会は、個別計画毎に計画策定及び計画推進について審議し、総務会に報告するものとする。

(組織)

第5 懇話会は、第4に規定する総務会及び部会の所属と併せて、町長が委嘱する。

2 懇話会に会長及び副会長、部会に部会長及び副部会長を置き、町長が懇話会の委員の内からこれを指名する。

- 3 総務会は、会長、副会長、部会長、副部会長で構成する。
- 4 会長は、会務を総理し、副会長は会長に事故あるとき、その職務を代行する。
- 5 部会長は、部会を総理し、副部会長は部会長に事故あるとき、その職務を代行する。

(会議)

第6 懇話会の会議は、懇話会及び総務会並びに部会とする。

- 2 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総務会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 4 各部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(調整及び助言等)

第7 懇話会は、必要があると認めたとき、総務会及び部会に実務担当者による調整会議を設けることができる。

- 2 懇話会は、必要があると認めたとき、第6に規定する会議へ委員以外の者の出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(任期)

第8 委員の任期は3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9 懇話会の事務局は住民課に置く。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

前文(抄)（平成17年3月31日告示第19号）

平成17年4月1日から適用する。

前文(抄)（平成24年8月1日告示第31号）

公布の日から施行する。

南木曽町障害福祉計画

南木曽町障害児福祉計画

令和3年3月

策 定 南木曽町地域福祉計画策定懇話会
(障害者福祉部会)

発 行 南木曽町住民課
〒 399-5301 長野県木曽郡南木曽町読書3668-1
電 話 0264-57-2001
F A X 0264-57-2270
ホーメーページアドレス <http://www.town.nagiso.nagano.jp>